

# ◆八尾市住居確保給付金◆

令和5年4月1日～

2年以内の離職・廃業または、個人の責に帰すべき理由等によらず休業等により収入が減少し、お住まいのない人・八尾市内の賃貸住居等を失うおそれのある人で一定の条件に該当される人は、申請により住居確保給付金が支給されます

失業した方等が住まいを八尾市内で確保し、安心して就職活動を行っていただくため、一定の要件を満たす場合、申請により住居確保給付金として家賃（上限あり）が支給されます。また、八尾市生活支援相談センターによる支援も受けることができます。

受給には、下記のとおり様々な要件がありますので、まず、お問い合わせください。

住居確保給付金の適正な受給のため、虚偽の申請や届出等、不正受給に該当することが判明した場合は、以後の給付の支給を中止するとともにすでに支給した住居確保給付金の全額又は一部について返還を求めます。

主な申請条件（①または②の場合で、③～⑧のいずれの条件にも該当する方）

- ① 原則2年以内に離職・廃業し、離職前に主たる生計維持者であったこと
- ② 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあり、申請日の属する月において主たる生計維持者であること
- ③ 住宅を喪失していること、または家賃を払えず八尾市内の賃貸住宅等を喪失するおそれがあること
- ④ 就労能力及び就職の意欲があり、公共職業安定所等へ求職申込を行い、熱心な求職活動を行うこと（ただし②に該当する場合は、自立に向けた活動を行うことで求職活動に代えることができる）  
※ 裏面参照
- ⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の収入の合計額が別表1の(1)に定める収入基準額であること
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人の預貯金の合計が別表1の(2)に定める金額以下であること
- ⑦ 市等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する人のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

別表1（7人世帯以上についてはお問い合わせください。）

|                  | 単身世帯        | 2人世帯        | 3人世帯          | 4人世帯        | 5人世帯        | 6人世帯        |
|------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| (1)収入基準額<br>（月額） | 123,000 円以下 | 177,000 円以下 | 223,000 円以下   | 265,000 円以下 | 306,000 円以下 | 352,000 円以下 |
| (2)資産要件          | 504,000 円以下 | 780,000 円以下 | 1,000,000 円以下 |             |             |             |

※上記表中(2)は新規及び延長、再延長申請時の資産要件。

（裏面に続く）

## 支給額・支給方法

○住居確保給付金は家賃月額相当分（共益費・管理費は対象外）で支給額(※)は下記のとおりです。

| 世帯人数                   | 支給額(※)                    | (3)支給上限額 | 備考                                   |
|------------------------|---------------------------|----------|--------------------------------------|
| 単身世帯                   | 家賃額－(月の収入額－基準額(84,000円))  | 39,000円  | 左記(3)支給上限額の金額と実際の家賃額と比較し低い方の額を上限とする。 |
| 2人世帯                   | 家賃額－(月の収入額－基準額(130,000円)) | 47,000円  |                                      |
| 3人世帯                   | 家賃額－(月の収入額－基準額(172,000円)) | 51,000円  |                                      |
| 4人世帯                   | 家賃額－(月の収入額－基準額(214,000円)) |          |                                      |
| 5人世帯                   | 家賃額－(月の収入額－基準額(255,000円)) | 55,000円  |                                      |
| 6人世帯                   | 家賃額－(月の収入額－基準額(297,000円)) |          |                                      |
| 7人世帯以上についてはお問い合わせください。 |                           |          |                                      |

※月の収入額が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が(3)支給上限額を超える場合は、以下の数式により算定された額が支給額となります。

支給額＝実際の家賃額－(月の収入額－基準額) ただし、支給額の上限は(3)支給上限額。

○支給方法は、原則住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みとなります。

○支給期間は原則3ヶ月です。就職活動を誠実に実施している方(住居確保給付金を申請する理由等により下記のいずれかの就職活動を行う必要があります。)で、支給要件に該当している場合には、支給期間について、3か月を限度に2回まで延長・再延長(最大9か月※)することが可能です。

○本給付金の受給期間中、次の各号において①から③までの就職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

### 1. 公共職業安定所等での就職活動を行う申請者

- ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

### 2. 則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと八尾市が認める者

- ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
- ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと

問合先 八尾市生活支援相談センター

電話 924-3761

(八尾市立社会福祉会館内)

FAX 924-3940